

## 第4回 西米良村農業委員会総会議事録

### I 開催日時及び場所

日 時： 平成30年7月25日（水） 16：00～16：50

場 所： 西米良村基幹集落センター 2階会議室

### II 出席委員（農業委員7名）

1番：中武武司会長、2番：黒木保正、3番：黒木廣喜、4番：黒木和子、  
5番：田爪朝幸、6番：上村好彦、7番：佐伯秀巳

### III 提出議題

議案第1号 農地パトロール（利用状況調査）について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

### IV 総会経過

#### 1 開 会

農業委員会事務局長 上米良重光の進行で開会した。

#### 2 会長あいさつ

開会にあたって、中武武司会長があいさつを行った。

#### 3 議 事

西米良村農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、中武武司会長が議長とな  
って議事を進行した。

審議に先立ち、中武武司会長より、黒木保正委員と黒木廣喜委員が議事録署名者に  
指名された。

#### 【中武武司会長】

議案第1号「農地パトロール（利用状況調査）」について、事務局から説明をお  
願いします。

**【事務局】**

農地利用状況調査については、毎年していただいている調査になります。

目的として、3つあります。

- ①地域の農地利用の確認
- ②遊休農地の実態把握
- ③違反転用の発生防止・早期発見

実施回数及び時期について、毎年1回実施することになっており、8月頃に実施する。調査に伴い地図の準備等をさせていただきます。対象農地として、管内すべての農地を対象としており、調査以前に荒廃農地調査のB分類となった農地で非農地判断した土地については、農地パトロールの対象外としています。

実施方法として、道路からの目視を行い写真の撮影及び地図等への記録をすることになっておりますので、調査票、航空写真等の準備が出来次第、配布いたしますので、ご協力をお願いします。

**【中武武司会長】**

事務局から、説明を受けたところですが、質疑はございませんか。

**【上村好彦委員】**

調査区の担当は、決定していますか。

**【事務局】**

昨年度に調査をしていただいている箇所になります。

**【中武武司会長】**

事務局から、説明を受けたところですが、昨年度と同様の農地利用状況調査になりますので、ご協力をお願いします。ほかに質疑はございませんか。

**【委員一同】**

ありません。

**【中武武司会長】**

質疑もないようですので、決をとります。議案第1号「農地パトロール（利用状況調査）」について異議のある方はいらっしゃいませんか。

**【委員一同】**

全員異議なし。

**【中武武司会長】**

全委員賛成ということで、議案第1号「農地パトロール（利用状況調査）」については、可決されました。

次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、第2号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」について説明をいたします。

○申請者：譲受者 西米良村

譲渡者 A

○土地所在：西米良村大字上米良字植田 275 番地 3 2,579 m<sup>2</sup>

西米良村大字上米良字植田 285 番地 4 1,022 m<sup>2</sup>

計 3,601 m<sup>2</sup>

○地目：田

○現況：休耕田

○転用の目的：西米良村で推進している移住定住対策として、村営住宅を平成31年度に建設するために造成をする。また、道路に面しているため、住宅環境の良い申請地であり住宅の需要の見込みがある。村営住宅を平成31年度に3棟、平成31年度以降に2棟を建設する計画であります。

○転用することによって生ずる付近の土地・作物等の被害防除施設の概要：

申請地の東側は河川、西側は道路で接し、南側と北側は農地（原野）と接する。事業地との境界には、ブロック塀を設置し、土砂流出に努め、雨水については、浸透枿を設置し処理する。生活排水については、合併浄化槽を設置して処理する。取水は上水道により供給する。また、農地への日照・通風に支障を及ぼさないように住宅を配置する。

以上で、説明を終わります。

**【中武武司会長】**

事務局から、説明を受けたところですが、質疑はございませんか。

**【委員一同】**

ありません。

**【中武武司会長】**

質疑もないようですので、決をとります。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」について異議のある方はいらっしゃいませんか。

**【委員一同】**

全員異議なし。

**【中武武司会長】**

全委員賛成ということで、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」については、可決されました。

本日は、これで審議を終わります。

事務局長が、総会を閉会する。 16:50

議事を作成した者の職、氏名

事務局長 上米良重光

事務局 後藤田真利

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長 会長

署名委員 2番委員

署名委員 3番委員